

献血の基準が一部変更となります

- 令和8年 10月1日より、『欧州滞在歴がある方』及び『ヒト胎盤エキス（プラセンタ）注射剤の使用歴がある方』も献血にご協力いただけるように献血の基準が一部変更されます。
- これまで『欧州滞在歴』や『プラセンタ注射剤の使用』により献血をお控えいただいていた方についても、献血にご協力いただけるようになりますので、ぜひ献血へのご協力をお願いします。

※日本では、献血時の問診において、国内における変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の発生を踏まえ、血液製剤の安全性確保を目的とした恒久的な措置として、昭和55年（1980年）以降に特定の海外地域に一定期間滞在された方からの献血のご協力をお控えいただいてまいりました。

※海外で何らかの感染性疾患に罹患したまま帰国（入国）する可能性を考慮し、帰国後4週間の献血制限は継続します。

※プラセンタ注射剤の献血制限については、「投与後3か月延期」とする特定生物由来製品に対する献血制限の取り扱いに準ずることとします。

献血前のご確認

※下記に該当する方は、受付職員にご相談ください。

- ① 3日以内に薬を飲まれた、注射をされた方。
- ② 3日以内に歯科治療をされた方（歯石除去も含む）。
- ③ 直近の食事を2食抜いた方、睡眠時間が4時間以内の方。
- ④ 海外から帰国後4週間以内の方。
- ⑤ 今までに輸血や臓器移植を受けた方。

ー以下に該当する方は献血をご遠慮願いますー

- (1) 体調が悪い方・現在、激しい嘔吐や下痢の方。
- (2) 今までに大きな病気をした方。
 - ※原則としてB型肝炎、がん、血液疾患、心臓病、脳卒中、てんかん。
 - ※治療後一定期間経過後献血可能な場合があります。ご相談ください。
- (3) 下記のいずれかに該当し、中南米地域（カリブ海諸国は除く）を離れてから6ヵ月以上経過していない方。
 - (a) 中南米諸国で生まれた、または育った。
 - (b) 母親または母方の祖母が中南米諸国で生まれた、または育った。
 - (c) 中南米諸国に連続して4週間以上滞在、または居住したことがある。
- (4) 6ヵ月以内に新たに刺青（タトゥー）をした方。
 - ※ピアスはピアッサー、または医療機関であけた方は1ヶ月過ぎていれば献血可能です。
- (5) B型やC型の肝炎ウイルス保有者（キャリア）と言われた方。
- (6) 梅毒などの性病、マラリアにかかったことがある方。
- (7) エイズの検査が目的の方。
- (8) 6ヵ月以内に次のいずれかに該当することがある方。
 - ① 不特定の異性または新たな異性との性的接触があった方。
 - ② 男性どうしでの性的接触があった方。
 - ③ 出産、流産があった方。
 - ④ 開胸、開腹、開頭など大手術を受けた方。開放性骨折をした方。
- (9) 現在妊娠中、または授乳中の方。
 - ※出産後、授乳中の女性は献血できません。
 - ※授乳の状況やお子さまの年齢により可能な場合もあります。ご相談ください。



その他、当日の医師の判断になりますので、献血会場までお越しください。